

収益認識における公正価値測定*

——FASB・IASBの共同プロジェクトの議論を中心に——

田代樹彦

目次

- 1 はじめに
- 2 資産負債中心観と期間損益計算
- 3 共同プロジェクトにおける収益認識規準
- 4 設例による測定モデルと顧客対価モデルの比較
- 5 公正価値測定と資産負債中心観による収益認識
- 6 むすび

1 はじめに

周知のように、2007年11月に、米国証券取引委員会（Securities and Exchange Commission: SEC）は、外国企業が米国資本市場で上場する場合、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）が公表した会計基準（以下、IASB基準⁽¹⁾）に準拠した財務諸表を受け入れる方針を正式に決定した（SEC, 2007b）。

また、米国財務会計審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）も、SECがこの決定先立って2007年8月に公表した、同方針を表明したコンセプト・リリース（SEC, 2007a）を受け、米国基準とIASB基準の並存は望ましくなく、一元化すべき旨の書簡をSECに送付している⁽²⁾。

このような状況は、今後のIASB基準が米国の意向を受けたものになる可能性を秘めており、現在検討状況にある様々なプロジェクトもその延長線上の統合を視野に入れたものなることを示唆しているだろう。

本稿では、ある特定のプロジェクトに限定した議論は結論を誤ってしまう可能性があることを理解しつつも、FASBとIASBが収益認識規準に関する共同プロジェクトでの議論の内容を検討するとともに、収益認識についての一定の考察を行うことを目的としている。次節以降詳述するが、共同プロジェクトで検討されている収益認識モデルは、現行実務と相当異なるモデルであり、実務に大きな影響を及ぼすものと思われる。財務報告の中核をなす損益計算書を想定した場合、ボトムラインの利益にも目に行きがちであるが、トップラインの売上高（収益）

* 本稿は、2007年12月8日開催の日本会計研究学会第116回中部部会（於：愛知学院大学）の報告「会計思考の変容と財務報告～収益認識規準と公正価値測定～」をベースにしたものである。なお、キャッシュ・フロー計算書への変換については、名古屋大学大学院経済学研究科佐藤倫正教授のアドバイスによるものであり、ここに記して謝辞を申し上げたい。もちろん、ありうべき瑕疵はすべて筆者の責にある。

(1) 本稿では、国際会計基準（International Accounting Standards: IAS）及び国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）及び解釈指針等を指すものとして、IASB基準という用語を用いている。

(2) http://www.fasb.org/FASB_FAF_Response_SEC_Releases_msw.pdf

にも重要な意味がある。収益認識規準は、この双方に影響を及ぼすものであり、財務業績の在り方にも関連する重要な論点である。これが、収益認識規準を検討する理由である。

本稿の構成は以下の通りである。

まず、次節で、共同プロジェクトが資産負債中心観に基づいた収益認識規準を設定することを目的としていることから、期間損益計算構造としての資産負債中心観の意味について確認する。次いで、共同プロジェクトにおける収益認識規準としての測定 (measurement) モデルと顧客対価 (customer consideration) モデルの概要を比較する。特に、共同プロジェクトにおいて検討の素材とされた両モデルの設例を取り上げて比較検討を行う。そして、共同プロジェクトにおいては損益計算書と貸借対照表への影響のみが取り上げられているにすぎないため、キャッシュ・フロー計算書の作成を通じて、更に両モデルを検討し、最後に検討結果を示す。

2 資産負債中心観と期間損益計算

多くの論者によっても指摘されているように、今日の会計計算構造は、FASB (1976) で明示された収益費用中心観から資産負債中心観へと変化してきているといわれる。ここでは、佐藤 (2007) が指摘するように、利益観との関連で、以下の点を確認しておきたい。

1. 収益費用中心観では、企業の収益獲得能力の測定、換言すれば企業活動の効率性の把握を目的とするのに対し、資産負債中心観では資産及び負債の属性及びそれらの変動を測定すること、換言すれば富の変動の把握を目的としている。
2. その結果、収益費用中心観では期間収益から期間費用を控除して利益を計算するのに対し、資産負債中心観では期末純資産か

ら期首純資産を控除して計算する。

3. 連携利益観の下では、両者の計算結果は一致する。
4. したがって、収益費用中心観と資産負債中心観と特定の会計測定属性との結びつきは所与ではない。

そもそも、資産負債中心観が主張された背景には、収益費用中心観で導かれる資産・負債概念に対する疑義、すなわち、貸借対照表が経済的実態を表さないという批判が存在した。そこで、資産負債中心観では資産を経済的便益、負債を経済的便益の犠牲と定義して、収益費用中心観では貸借対照表能力が認められていた繰延収益等を排除し、資産及び負債を純化するという面があった。

資産負債中心観では、(企業の所有者との直接的取引を除く) 資産・負債の増減を持って収益・費用とされるが、何をもち増減が生じたかという点については、この計算構造からは明確ではない。しかし、このような背景からも伺えるように、収益費用中心観、あるいは原価主義に基づいた貸借対照表に対する批判からは、時価の変動までも資産・負債の変動に含めるという方向性はある意味自然なものと言えよう。

その結果、資産負債中心観の利益は、企業経営者が積極的に関与する事業活動とは無関係な市場価格の変動による資産・負債の増減までも利益に含めることとなる。しかし、このような利益は資産・負債の正味の増加という結果を表すものであって、収益費用中心観の利益のような何らかの意味での成果として位置づけることはできない (佐藤, 2007)。

にもかかわらず、以下で検討する収益認識規準を巡る動向は、収益認識に公正価値測定を導入し、市場価格、とりわけ出口価格の変動を反映するような方向を目指している。果たして、

このような結果得られた利益にはどのような意味を見いだすことができるのであろうか。

3 共同プロジェクトにおける収益認識規準

収益認識規準については、例えば、SFAC 5 (FASB, 1984) や IASB の概念フレームワーク等において、会計上の基本的な認識規準に測定可能性を含めている。それゆえ、「認識」規準といえども、何らかの測定属性を規定する必要がある。しかし、前述したように、利益計算構造と会計測定は必ずしも 1 対 1 の関係があるわけではなく、資産負債中心観が支配的になってきたからといって、必ずしも公正価値によって資産・負債の変動を測定しなければならないということではない。

周知のように、現在、FASB と IASB は、概念フレームワークをはじめとする基礎概念から個別的な基準に至るまで様々な面で共同プロジェクトを進めてきており、とりわけ、公正価値測定の考え方が貫徹された場合に影響を及ぼすと思われるのが、収益認識規準である⁽³⁾。

FASB と IASB の収益認識に関する共同プロジェクトによる収益認識規準の検討では、「資産および負債の変化に焦点を当て、実現概念と稼得プロセスの完了に基づいたテストによって無効にされないアプローチを追求する」(FASB, 2004a) とし、これまでの実現・稼得過程アプローチによる収益認識から資産負債中心観による収

益認識への転換を目指している。その際に、基本的認識原則も示され、測定属性として公正価値が明示されている (FASB, 2004b)。

しかし、その検討の進展がやや停滞していた感が見られたが⁽⁴⁾、2007 年 10 月に、測定モデルと顧客対価モデルという形であらたな議論のたたき台が示された⁽⁵⁾。以下では、この共同プロジェクトに関するこれらの 2 つのモデルについて検討する⁽⁶⁾。

3.1 測定モデルと顧客対価モデルの概要

測定モデルと顧客対価モデルの主要な特徴を比較したものが、図表 1 である。

3.1.1 測定モデル

測定モデルとは、従来の資産負債中心観と公正価値測定を組み合わせたモデルに対応するものであり、資産・負債の変動を契約上の権利と義務に着目して収益を認識しようとするモデルである。

測定モデルでは、企業は、基礎にある義務の出口価格を超過する権利が生じる契約を得ることによって収益を獲得する。そしてその後は顧客に財・用役を提供することによって契約上の義務を果たすことによって収益を獲得するとみる。それゆえ、契約上の権利・義務に関係のない棚卸資産のような資産の公正価値の変動によって収益を認識するものではない。要するに、公正価値測定といえども、すべての資産・負債を每期公正価値で評価し、その評価損益を

(3) もちろん、すでに特定の金融商品については公正価値測定が行われ、公正価値の変動が損益計算に含まれているが、ここでいう収益認識とは、そのような財務活動以外の活動から生じる収益を意味している。

(4) これまでの経緯については、例えば、辻山 (2008) を参照のこと。また、その際の FASB による設例 (FASB, 2004a) については、田代 (2006) でも取り上げている。

(5) これらについては、IASB が議論の際に作成した一連の資料 (IASB, 2007a-j, 2008a-c) に基づいている。なお、顧客対価モデルは当初配分モデルと表されていたが、その内容から、顧客対価モデルと改称されたため、本稿でも顧客対価モデルとしている。

(6) この共同プロジェクトについては、辻山 (2008) でも取り上げられている。

図表1：測定モデルと顧客対価モデルの比較

	測定モデル	顧客対価モデル
収益の意義	(a)財・用役を提供する強制可能な顧客との契約を締結すること、及び(b)顧客にその財・用役を提供することから生じる契約資産の増加又は契約負債の減少	企業が履行義務を果たすことによって生じる契約資産の増加又は契約負債の減少
契約締結時		
契約締結時の測定	契約上残存している権利及び義務を現在の出口価格で測定	<ul style="list-style-type: none"> ・受取対価又は債権額で契約上の権利を測定 ・当該測定額を財・用役の個別の販売価格に基づいて識別された履行義務に配分
個別の履行義務の識別	<ul style="list-style-type: none"> ・毎報告日に、契約上残存している未履行の義務をすべて測定 ・契約から生じる顧客に対するすべての義務（保証や返品権など）は、契約の測定値に含まれる 	<ul style="list-style-type: none"> ・識別される履行義務は企業と顧客の間の契約されたものに限定 ・付随的な義務（法的に課された保証義務など）は契約から直接生じるが、履行義務とはみなされず、対価はこれらに配分しない
契約締結時の収益認識	行う（但し、得られた権利の現在出口価格が、負った義務の現在出口価格を超過する場合）	行わない
契約締結時の利益の認識	行う（但し、得られた権利の現在出口価格から負った義務の現在出口価格の超過額が契約獲得費用を上回る場合）	行わない
契約締結時の損失の認識	行う（但し、契約獲得費用が得られた権利の現在出口価格から負った義務の現在出口価格の超過額が上回り、かつ当該超過額が得られた権利の現在の出口価格を上回る場合）	行う（すべての契約獲得費用。ただし、負担付き契約の場合はさらに追加損失を計上）
契約締結後		
契約締結後の測定	契約上残存している権利及び義務を現在の出口価格で測定	<ul style="list-style-type: none"> ・残存している権利を残存対価額で測定 ・負担付き契約を除き、契約締結時に配分された対価額で残存している義務を測定。負担付き契約の場合、負債を追加的に認識
財・用役の提供前の価格変動により履行義務の帳簿価額を再測定するか	行う（ただし、提供すべき財・用役の現在の出口価格が変動している場合）	行わない（負担付き契約を除く）
収益認識時点	義務を果たすことに応じて認識	履行義務を果たすのに応じて認識
収益額の測定方法	果たした義務の現在の出口価格による	果たした義務に当初配分された契約の対価による

出典：IASB（2007c）（Agenda Paper 5E）

認識することを目指しているわけではない。その意味で、限定的な公正価値測定とも言えるだろう。

資産負債中心観に基づくため、収益の測定は契約資産の出口価格の増加又は契約負債の出口価格の減少によって行われる。したがって、契約締結時であっても、契約資産を認識するような場合（契約上の権利の出口価格が契約上の義務の出口価格を上回る場合）は収益を認識する（逆の場合は損失を認識する）。さらに、公正価値測定を行うことから、その正味の契約資産又は負債は、残存する未履行の契約上の権利又は義務を報告日現在の市場参加者に移転することによって受け取る又は支払うことが予想される測定値によって再測定される。

3.1.2 顧客対価モデル

顧客対価モデルでは、収益認識自体は測定モデルと同じく、契約上の権利・義務に着目して契約資産の増加又は契約負債の減少によって行われるものの、顧客の支払った（又は支払うであろう）対価によって測定するモデルである。このモデルでは、企業にとって権利たる顧客の対価を履行義務に配分することによって測定する。そのため、配分（allocation）モデルとも呼ばれていた。

顧客対価モデルでは、契約締結時には、顧客対価を履行義務に配分するために、権利と義務の測定値が等しくなる。それゆえ、契約締結時の契約の価値はゼロとなる。そして、契約締結以後、個々に識別された履行義務を果たすことによって契約資産の増加や契約負債の減少が生じる。この増減をもって収益を認識する。ただし、その測定は当初測定値である顧客対価に基づくことになるので、契約資産又は負債の測定値には、測定モデルほどの積極的な意味は見いだせない。

4 設例による測定モデルと顧客対価モデルの比較

FASB・IASBによって示された両モデルの取引例を示すことにする。2008年1月末現在で、両モデルと現行実務⁽⁷⁾の対比が可能な形で示されている取引は、(1)延長保証サービス付のテレビの販売、(2)家屋への塗装サービス、(3)ボートの建造、(4)返品権付の機器（widget）の販売である⁽⁸⁾。なお、通貨単位は省略し、明示されていないリスクや貨幣の時間的価値は無視している⁽⁹⁾。各設例の仕訳及び関連する項目のみを示した損益計算書及び貸借対照表は以下の通りである。

(7) 設例に示されている現行実務とは、FASBとIASBの現行の基準に沿ったものである。

(8) これらの設例のうち、当初は、(1)～(3)がIASB（2007d）で両モデルの対比が示され、現行実務についてはIASB（2007j）で示されている。設例(4)も同様にIASB（2007j）で測定モデルと現行実務の対比され、IASB（2008c）で顧客対価モデルが示されるにいたっている。

(9) 勘定科目については、「売上」など、より適切な実態を表す科目、もしくはわが国での一般的な科目を用いるべきかとも思われるが、設例間での比較を可能にするためにも、設例で示された科目名を用いている。

(1) 設例1：電器小売業者による延長保証サービス付きのテレビの販売

- 07.12.31 通常価格2,000（仕入原価1,600）のテレビ（故障等に対する1年間の法的保証サービス付）とその後2年間の延長保証サービス400を、年末セールにつき2,300で20台販売
- 保証サービス
 - ・07.12.31の保険会社による保証サービスの評価（出口価格）120
 - ・過去の経験上、約20%（4台）の保証サービスの履行がおこなわれる。
 - ・保証サービスは自ら履行する。
 - ・保証サービスの履行は、販売後1年目1台、2年目1台、3年目2台の計4台の予想に対し、実際は1台、2台、2台の計5台。
 - ・保証サービスの履行及び管理に係るコスト：400
 - ・延長保証サービスの直接販売手数料：30
- 年次決算

【現行実務】

2007.12期

割引額100は、テレビ及び延長保証サービスの通常の販売価格に基づいて、テレビと保証サービスに配分する。ただし、法的に定められた保証債務を別建てで計上する。

(借) 現金	46,000	(貸) 収益	38,340
		繰延収益	7,660
(借) 保証費用	400	(貸) 法的保証負債	400
(借) 売上原価	32,000	(貸) 棚卸資産	32,000
(借) 販売費	600	(貸) 現金	600

2008.12期

今期の保証サービスは法的保証債務の履行となるため、同負債を消滅させる。

(借) 法的保証負債	400	(貸) 現金	400
------------	-----	--------	-----

2009.12期

延長保証サービス期間になったので、繰延収益を配分するが、これは保証サービスの履行予想台数に基づいて配分する。

(借) 繰延収益	2,553	(貸) 収益	2,553
(借) 保証サービス費用	800	(貸) 現金	800

2010.12期

(借) 繰延収益	5,107	(貸) 収益	5,107
(借) 保証サービス費用	800	(貸) 現金	800

【測定モデル】

2007.12期

測定モデルでは、延長保証サービスを、この時点での公正価値（出口価格120）で評価して、契約負債を計上し、残りをすべて収益とみなす。

(借) 現金	46,000	(貸) 契約負債	2,400
		収益	43,600
(借) 売上原価	32,000	(貸) 棚卸資産	32,000
(借) 販売費	600	(貸) 現金	600

2008.12期

決算時に契約負債を公正価値で再測定する。前期の単価120は新品のテレビ向けなので、市場価格が無い場合、見積もりが必要となる。仮に、当初の保証サービスの履行予想に基づく、残りの2年間で15%の保証サービスの履行が予想される。そのコストは単価400であるので、期待値は60(=400×15%)となる。また、さらに、保証の提供や不確実性を引き受けることに対するマージンを35とするならば、契約負債の評価額は1,900(=(60+35)×20)となり、契約負債が減少するため、収益を認識する。

(借) 保証サービス費用	400	(貸) 現金	400
(借) 契約負債	500	(貸) 収益	500

2009.12期

当初3年間で4台の故障が発生することを予想しており、すでに3台が故障しているため、当初の予測に基づく翌年は1台(5%)と予想できる。しかし、今期は1台の予想に対して2台の故障が生じたために、翌期の予想も2台(10%)に修正されるとする。それゆえ、期待値40(=400×10%)と計算される。また、マージンは残り1年となったため、20とすると、契約負債は1,200(=(40+20)×20)となり、契約負債の減額分を収益として計上する。

(借) 保証サービス費用	800	(貸) 現金	800
(借) 契約負債	700	(貸) 収益	700

なお、今期の処理については、以下のような方法も示されている。すなわち、上記の保証サービスの公正価値の変動理由には、保証サービスの履行による契約負債の減少、及び将来の見積もり変更、の2つがあると考えられ、これを分けて表示する方が有用であるとしている。そこで、仮に、将来の見積もりの変更がなかった場合の契約負債の公正価値が800であるすると、一旦、契約負債の評価額の減額分の収益を計上する。そして、見積もりの変更に伴う契約負債の増加に起因する契約損失を計上するのである。ただし、これは純額では同じ結果となるため、あくまでも原因別の表示を行うか否かの問題ともいえる。

(借) 契約負債	1,100	(貸) 収益	1,100
(借) 契約損失	400	(貸) 契約負債	400

2009.12期

契約が終了したため、契約負債が消滅し、同額の収益を計上する。

(借) 保証サービス費用	800	(貸) 現金	800
(借) 契約負債	1,200	(貸) 収益	1,200

【顧客対価モデル】

2007.12期

本設例では、契約時にテレビを取引先に引き渡しているが、当該契約により、テレビを引き渡す義務と延長保証サービスを履行する義務を負うと考える。それゆえ、一旦契約負債を計上しているが、当該負債は直ちに消滅するため、収益が認識される。顧客対価のテレビと延長保証サービスへの配分は、現行実務と同じく、割引が行われない場合の価格による。しかし、延長保証サービスに対する対価は、繰延収益で

はなく、負債として計上されるが、その点を除き、以下の計算プロセスは現行実務と同じである。

(借) 現金	46,000	(貸) 契約負債 (テレビ)	38,340
		契約負債 (保証)	7,660
(借) 契約負債 (テレビ)	38,840	(貸) 収益	38,840
(借) 保証費用	400	(貸) 法的保証負債	400
(借) 売上原価	32,000	(貸) 棚卸資産	32,000
(借) 販売費	600	(貸) 現金	600

2008.12期

(借) 法的保証負債	400	(貸) 現金	400
------------	-----	--------	-----

2009.12期

(借) 契約負債	2,553	(貸) 収益	2,553
(借) 保証サービス費用	800	(貸) 現金	800

2010.12期

(借) 契約負債	5,107	(貸) 収益	5,107
(借) 保証サービス費用	800	(貸) 現金	800

以上の結果を、関連する項目のみにより損益計算書と貸借対照表で示すと、以下のようになる。

【現行実務】

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	合計
収益	38,340	—	2,553	5,107	46,000
売上原価	(32,000)	—	—	—	(32,000)
保証費用	(400)	—	(800)	(800)	(2,000)
販売費	(600)	—	—	—	(600)
利益	5,340	—	1,753	4,307	11,400
現金	45,400	45,000	44,200	43,400	
棚卸資産	(32,000)	(32,000)	(32,000)	(32,000)	
法的保証負債	400	—	—	—	
繰延収益	7,660	7,660	5,107	—	
留保利益	5,340	5,340	7,093	11,400	

【測定モデル】

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	合計
収益	43,600	500	1,100	1,200	46,400
売上原価	(32,000)	—	—	—	(32,000)
保証サービス費用	—	(400)	(800)	(800)	(2,000)
契約損失	—	—	(400)	—	(400)
販売費	(600)	—	—	—	(600)
利益	11,000	100	(100)	400	11,400
現金	45,400	45,000	44,200	43,400	
棚卸資産	(32,000)	(32,000)	(32,000)	(32,000)	
契約負債	2,400	1,900	1,200	—	
留保利益	11,000	11,000	11,000	11,400	

【顧客対価モデル】

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	合計
収益	38,340	—	2,553	5,107	46,000
売上原価	(32,000)	—	—	—	(32,000)
保証費用	(400)	—	(800)	(800)	(2,000)
販売費	(600)	—	—	—	(600)
利益	5,340	—	1,753	4,307	11,400
現金	45,400	45,000	44,200	43,400	
棚卸資産	(32,000)	(32,000)	(32,000)	(32,000)	
法的保証負債	400	—	—	—	
契約負債(延長保証)	7,660	7,660	5,107	—	
留保利益	5,340	5,340	7,093	11,400	

(2) 設例2：塗装業者による塗装サービスの提供

- 6.25 顧客と以下の内容の契約を締結
 - ・住宅の塗装サービスの提供を3,000（塗料代800を含む）で請負い、代金は塗装完了時に支払う。
 - ・労務費及びその他の資材の費用：1,600
 - ・顧客には、塗料のみを購入し、自ら塗装を行う権利が付与されている。（ただし、実際にはこの権利は行使しない。）
 - ・下請業者が同様の塗料と塗装サービスを提供すると仮定した場合の市場見積価格は2,800（塗料800、塗装サービス2,000）であり、市場参加者による契約管理料及び履行保証料の見積額は100である。
- 6.30 塗料を購入し、塗装を行う住宅に搬入
 - ・（塗料の搬入を終えたため）上記契約管理料等の見積額は75となる。
- 7.1～3 塗装の実施
- 月次決算

【現行実務】・【顧客対価モデル】

6月期

塗料を顧客に引き渡す義務と塗装サービスの提供義務は別個の負債とみなせるが、この時点では塗料

の支配権は企業側にあり、かつ、この2つの義務が別々に履行されるかは不確かなので、契約上の義務を履行したとは見なせないと考える。よって、収益は計上されず、塗料のみが棚卸資産として計上されることになる。

(借) 棚卸資産	800	(貸) 現金	800
----------	-----	--------	-----

7月期

塗装サービスを履行したため、収益を認識する。

(借) 現金	3,000	(貸) 収益	3,000
(借) 売上原価	2,400	(貸) 現金	1,600
		棚卸資産	800

【測定モデル】

6月期

①契約時

塗装サービスの契約締結によって、対価を受領する契約上の権利が3,000と評価される。一方、契約上の義務は、塗装サービスを他の業者が行う場合の市場見積価格2,800と契約管理料や履行保証料100の計2,900となる。よって、契約上の権利が義務を上回っているために、契約資産を計上し、収益を認識することになる。

(借) 契約資産	100	(貸) 収益	100
----------	-----	--------	-----

②決算時

月末(決算日)に手配済みの塗料は他の業者等が塗装サービスに利用できると考え、義務を履行したとみなされ、塗料の市場価格800だけ契約上の義務が減少する。それゆえ、契約上の義務は塗装サービスの提供義務の市場価格2,000と上記の契約管理料等の現時点での見積額75の計2,075となる。その結果、契約上の権利が義務を上回る925(=3,000-2,075)が契約資産となるが、すでに100が計上されているため、差額の825を収益として認識する。

(借) 棚卸資産	800	(貸) 現金	800
(借) 契約資産	825	(貸) 収益	825
(借) 売上原価	800	(貸) 棚卸資産	800

7月期

塗装サービスがすべて履行されたため契約上の義務が減少したとみなされるため、同額の収益を計上する。

(借) 現金	3,000	(貸) 契約資産	925
		収益	2,075
(借) 売上原価	1,600	(貸) 現金	1,600

以上の結果を、関連する項目のみにより損益計算書と貸借対照表で示すと、以下のようになる。

【現行実務】・【顧客対価モデル】

	契約締結時	6月期	7月期	合計
収益	—	—	3,000	3,000
売上原価	—	—	(2,400)	(2,400)
利益	—	—	600	600
現金	—	(800)	600	
棚卸資産	—	800	—	
契約資産	—	—	—	
留保利益	—	—	600	

【測定モデル】

	契約締結時	6月期	7月期	合計
収益	100	825	2,075	3,000
売上原価	—	(800)	(1,600)	(2,400)
利益	100	25	475	600
現金	—	(800)	600	
棚卸資産	—	—	—	
契約資産	100	925	—	
留保利益	100	125	600	

(3) 設例3：造船会社によるボートの建造

- 2007.9.30 顧客と以下の内容のボートの建造契約を締結
 - ・納入日 2008.4.1
 - ・代金 50,000（固定価格） ボート納入日に支払う（この日に所有権も移転）
 - ・ボート納入前はキャンセル可能。ただし、それまでに行われた作業等に係るコストは負担する。
 - ・建造するボートは他の業者も提供する標準的なモデルであるが、当社は棚卸資産として保有しておらず、注文を受けて建造する。なお、同様のボートを他の業者は45,500で納入すると見積もられる。
 - ・契約獲得費用 1,000
 - ・製造費用は原材料費 20,000 労務費 16,000の計36,000
 - ・契約の管理等のコストとして500を見積もる。
- 2007.10.1 材料を購入し建造に着手。工期は2008.3.31まで
- 2007.12.31 進捗度は50%
 - ・原材料の値上がりにより、他の業者による納入価格は46,000となると見積もられる（契約管理料等は変わらず500）。
 - ・この時点での（未完成の）ボートは20,000で販売可能と見積もられる。
- 2008.3.31 ボート完成
 - ・この時点でボートは46,000で販売可能と見積もられる。
- 四半期決算

【現行実務】

2007.9期

(借) 契約獲得費用	1,000	(貸) 現金	1,000
------------	-------	--------	-------

2007.12期

請負工事のため、進行基準で処理する（納入日前のため、契約上、キャンセル可能であるが、キャンセル時のコスト負担の条項があるため）。2008.3期も同様である。

(借) 原材料	20,000	(貸) 現金	20,000
(借) 仕掛品（ボート）	18,000	(貸) 現金	8,000
		原材料	10,000
(借) 売上債権	25,000	(貸) 収益	25,000
(借) 売上原価	18,000	(貸) 仕掛品	18,000

2008.3期

(借) 仕掛品（ボート）	18,000	(貸) 現金	8,000
		原材料	10,000
(借) 売上債権	25,000	(貸) 収益	25,000
(借) 売上原価	18,000	(貸) 仕掛品	18,000

2008.6期

(借) 現金	50,000	(貸) 売上債権	50,000
--------	--------	----------	--------

【測定モデル】

2007.9期

他の業者は45,500で納入するボートの建造を50,000で請け負ったため、契約上の権利が義務を上回るので、契約締結時点で収益を認識し、契約資産を計上する。ただし、契約の管理コストが500と見積もられているので、これも契約上の義務の評価額に加える必要がある。

(借) 契約資産	4,000	(貸) 収益	4,000
(借) 契約獲得費用	1,000	(貸) 現金	1,000

2007.12期

ボートの製造原価の計算手続きは、測定モデルといえども現行実務とは変わりがない。ただし、他の製造業者の納入価格が46,000になったため、現時点の契約上の義務が46,500と評価され、契約資産が500減少するため、契約損失を計上する。現行実務と異なり、ボートの納入は行われていない（義務は履行されていない）ので、収益は認識しない(2008.3期も同様)。

(借) 原材料	20,000	(貸) 現金	20,000
(借) 仕掛品（ボート）	18,000	(貸) 現金	8,000
		原材料	10,000
(借) 契約損失	500	(貸) 契約資産	500

2008.3期

(借) 仕掛品 (ボート)	18,000	(貸) 現金	8,000
		原材料	10,000

2008.6期

ボートを納入し、契約上の義務を果たしたため、契約上の義務の評価額が0となる。それゆえ、契約資産の評価額が50,000となり、既計上分との差額が収益として計上される。

(借) 売上原価	36,000	(貸) 仕掛品 (ボート)	36,000
(借) 契約資産	46,500	(貸) 収益	46,500
(借) 現金	50,000	(貸) 契約資産	50,000

【拡張測定モデル】

上記測定モデルでは、現行実務とは異なり、納入前の決算時点では収益を認識していない。しかし、設例にあるように、仕掛中または完成したボートがそれぞれその時点で20,000、46,000で販売可能と見積もられる場合、契約上の権利や義務を公正価値で評価するのと同様に、これを公正価値で評価する方法が考えられる。この場合、以下のように公正価値が製造原価を上回る額を製造利益 (production income) として認識する。その結果、最終的な売上原価も以下のように修正されることになる。

2007.12期

(借) 仕掛品 (ボート)	2,000	(貸) 製造利益	2,000
---------------	-------	----------	-------

2008.3期

(借) 仕掛品 (ボート)	8,000	(貸) 製造利益	8,000
---------------	-------	----------	-------

2008.6期

(借) 売上原価	46,000	(貸) 仕掛品 (ボート)	46,000
----------	--------	---------------	--------

【顧客対価モデル】

2007.9期

顧客対価モデルでは、契約上の権利である顧客対価を契約上の義務に配分するため、契約当初では収益を認識しない。よって、契約獲得費用のみが計上されることになる。

(借) 契約獲得費用	1,000	(貸) 現金	1,000
------------	-------	--------	-------

2007.12期

納入日前なのでキャンセルされる可能性があるが、コスト負担の条項があるので、建造サービスが継続的に提供されたことにより、契約上の義務を果たしたとみなされるため、収益を認識する(2008.3期も同様)。

(借) 原材料	20,000	(貸) 現金	20,000
(借) 仕掛品 (ボート)	18,000	(貸) 現金	8,000
		原材料	10,000
(借) 契約資産	25,000	(貸) 収益	25,000
(借) 売上原価	18,000	(貸) 仕掛品	18,000

2008.3期

(借) 仕掛品 (ボート)	18,000	(貸) 現金	8,000
		原材料	10,000
(借) 契約資産	25,000	(貸) 収益	25,000
(借) 売上原価	18,000	(貸) 仕掛品	18,000

2008.6期

(借) 現金	50,000	(貸) 契約資産	50,000
--------	--------	----------	--------

以上の結果を、関連する項目のみにより損益計算書と貸借対照表で示すと、以下のようになる。

【現行実務】

	2007.9期	2007.12期	2008.3期	2008.6期	合計
収益	—	25,000	25,000	—	50,000
売上原価	—	(18,000)	(18,000)	—	(36,000)
直接契約獲得費用	(1,000)	—	—	—	(1,000)
契約損失	—	—	—	—	—
利益	(1,000)	7,000	7,000	—	13,000
現金	(1,000)	(29,000)	(37,000)	13,000	—
原材料	—	10,000	—	—	—
仕掛品 (ボート)	—	—	—	—	—
売上債権	—	25,000	50,000	—	—
留保利益	(1,000)	6,000	13,000	13,000	—

【測定モデル】

	2007.9期	2007.12期	2008.3期	2008.6期	合計
収益	4,000	—	—	46,500	50,500
売上原価	—	—	—	(36,000)	(36,000)
直接契約獲得費用	(1,000)	—	—	—	(1,000)
契約損失	—	(500)	—	—	(500)
利益	3,000	(500)	—	10,500	13,000

現金	(1,000)	(29,000)	(37,000)	13,000
原材料	—	10,000	—	—
仕掛品（ポート）	—	18,000	36,000	—
契約資産	4,000	3,500	3,500	—
留保利益	3,000	2,500	2,500	13,000

【拡張測定モデル】

	2007.9期	2007.12期	2008.3期	2008.6期	合計
収益	4,000	—	—	46,500	50,500
製造利益	—	2,000	8,000	—	10,000
売上原価	—	—	—	(46,000)	(46,000)
直接契約獲得費用	(1,000)	—	—	—	(1,000)
契約損失	—	(500)	—	—	(500)
利益	3,000	1,500	8,000	500	13,000
現金	(1,000)	(29,000)	(37,000)	13,000	
原材料	—	10,000	—	—	
仕掛品（ポート）	—	20,000	46,000	—	
契約資産	4,000	3,500	3,500	—	
留保利益	3,000	4,500	12,500	13,000	

【顧客対価モデル】

	2007.9期	2007.12期	2008.3期	2008.6期	合計
収益	—	25,000	25,000	—	50,000
売上原価	—	(18,000)	(18,000)	—	(36,000)
直接契約獲得費用	(1,000)	—	—	—	(1,000)
契約損失	—	—	—	—	—
利益	(1,000)	7,000	7,000	—	13,000
現金	(1,000)	(29,000)	(37,000)	13,000	
原材料	—	10,000	—	—	
仕掛品（ポート）	—	—	—	—	
契約資産	—	25,000	50,000	—	
留保利益	(1,000)	6,000	13,000	13,000	

(4) 設例4：返品権付機器の販売

●2007.12.31 顧客100社に@10で各1台の機器を現金で販売する。機器の帳簿価額（売上原価）は@8である。ただし、販売後1年以内は理由を問わず返品可能であり、代金は全額払い戻す。

なお、来期の返品予想は5台（5%）であり、返品された機器の公正価値は@3であり、中古品として@5で販売可能である。

●2008 実際に5台の返品があり、全額払い戻した（再販売は行っていない）。

●年次決算

【現行実務】

2007.12期

(借) 現金	1,000	(貸) 収益	1,000
(借) 売上原価	800	(貸) 棚卸資産	800
(借) 収益	50	(貸) 返品負債	35
		売上原価	15

2008.3期

(借) 返品負債	35	(貸) 現金	50
棚卸資産	15		

【測定モデル】

2007.12期

機器の売上げによる収益額は、機器の出口価格@10にもとづき、100社分計1,000から、契約上の義務である返品権を出口価格で評価し、それを控除したものとなる。設例では、他の市場参加者がこの返品権に伴う義務を引き受けるために要求すると思われる評価額として、以下のような仮定に基づいた計算が行われるとしている。したがって、予想返品台数5台×販売単価10と等しくなっているが、両者が等しくなる必然性はない。

契約負債 = 代金返金予想額50 + 返品手続きコスト5 + 返品数の不確実性を引き受けるコスト10 - 返品された機器の公正価値15

(借) 現金	1,000	(貸) 契約負債	50
		収益	950
(借) 売上原価	800	(貸) 棚卸資産	800

2008.12期

返品可能期間が終了し、契約上の義務が消滅したため、契約負債の減少に伴う収益を認識する。なお、返品処理については、処理コストは無視している。

(借) 契約負債	50	(貸) 収益	50
(借) 棚卸資産 (返品分)	15	(貸) 現金	50
売上原価	35		

(別法)

(借) 契約負債	50	(貸) 現金	50
棚卸資産 (返品分)	15	収益	15

【顧客対価モデル】

2007.12期

契約上の義務である返品権を計上する点は測定モデルと同様であるが、顧客対価に基づいて評価するため、予想返品台数5台×販売単価10により計算される。また、返品予想に基づき、売上原価も修正する。

(借) 現金	1,000	(貸) 返品負債	50
		収益	950
(借) 売上原価	800	(貸) 棚卸資産	800
(借) 返品予想資産	15	(貸) 売上原価	15

2008.12期

(借) 返品負債	50	(貸) 現金	50
(借) 棚卸資産	15	(貸) 返品予想資産	15

以上の結果を、関連する項目のみにより損益計算書と貸借対照表で示すと、以下のようになる。

【現行実務】

	2007.12期	2008.12期	合計
収益	950	—	950
売上原価	(785)	—	(785)
利益	165	—	165
現金	1,000	950	
棚卸資産	(800)	(785)	
返品負債	35	—	
留保利益	165	165	

【測定モデル】

	2007.12期	2008.12期	合計
収益	950	50	1,000
売上原価	(800)	(35)	(835)
利益	150	15	165
現金	1,000	950	
棚卸資産	(800)	(785)	
契約資産	50	—	
留保利益	150	165	

【顧客対価モデル】

	2007.12期	2008.12期	合計
収益	950	—	950
売上原価	(785)	—	(785)
利益	165	—	165

現金	1,000	950
返品予想資産	15	—
棚卸資産	(800)	(785)
返品負債	50	—
留保利益	165	165

本来であれば、現行実務、測定モデル、顧客対価モデルの三者の比較をすべきところであるが、以下の理由により、測定モデルと顧客対価モデルに絞って比較を進めることとする。

例えば、設例1における現行実務と顧客対価モデルの取引例、または貸借対照表と損益計算書を比較すると、以下のような特徴を見いだす。まず、延長保証サービスについては、現行実務では繰延収益が計上される。しかし、繰延収益を負債として計上することを認めない資産負債中心観に立脚する顧客対価モデルでは、繰延収益ではなく契約負債を計上する。それ以外の点については、設例4に若干の相違が見られるものの、このような点を除き、顧客対価モデルは現行実務ときわめて親和性が高いモデルと言える。

その意味で、顧客対価モデルは、資産負債中心観によりながらも、実質的な収益認識プロセスは、現行の実現・稼得過程に基づいて収益を認識しているといえるだろう。要するに、顧客対価モデルは、測定モデルと同じく資産負債中心観によりながらも、公正価値測定とは一線を画したモデルといえよう。

測定モデルと顧客対価モデルの比較から明らかとなる各モデルの特徴は、以下の諸点に見いだすことができる。

4.1 収益測定額

すべての設例で示されているように、測定モデルと顧客対価モデルでは、必ずしも収益額が一致しない。特に、各期の計上額の相違だけでなく、収益計上額合計が異なり、かつ、場合によっては、測定モデルは顧客から対価として

受領した金額以上の収益額を計上する点が大きな特徴である。

例えば、設例1においては、顧客対価モデルでは2007年にテレビの引渡による収益のみを認識するのに対し、測定モデルでは契約獲得そのものからの収益をも認識する。さらに、測定モデルではその後の状況の変化による影響を収益に反映させる。そのため、保証債務に係る予想と実績が異なったことから生じる予測の変更が収益額に影響し、結果として、顧客から受けとった対価と収益額が一致しないという結果になっている。とはいえ、測定モデルでは、顧客対価モデルでは計上されない費用（契約損失）が合わせて認識されるため、最終的な利益は等しくなる。

また、このような収益額の相違は、期末セールとして実施された割引額についても扱いを異にすることから生じている。すなわち、測定モデルでは契約当初の収益額を減額するのに対し、顧客対価モデルでは、収益額全体から減額する。

この収益総額の相違は、測定モデルが過去の価格ではなく、あくまでも現在（各期）の価格に基づいて収益を認識すること、言い換えるならば、顧客に財・サービスを提供した時点でのその価値に基づいて認識していることに起因している（IASB, 2007j）。

なお、収益総額と対価が異なる点については、受領した対価の表示はキャッシュ・フロー計算書の役割であるとしている（IASB, 2007j）。

4.2 契約時の収益認識

設例2及び3から明らかかなように、両モデル

の顕著な相違は、契約締結時の収益認識にある。

測定モデルでは、契約締結時でも、企業にとって契約上の権利の出口価格が契約上の義務の出口価格を上回るということから収益が認識される。本設例とは逆に、下回る場合は損失が認識される。この損益は、契約締結の巧拙を表している。

このような損益は、当該契約自体が強制的なものであるから認識されるものである。契約の解除にペナルティ等が科せられる限り、契約が確実に履行される可能性が高いという意味において収益の認識も可能と思われるが、契約締結時点で利益を計上することになる測定モデルの積極的な意義は明確ではない。なぜならば、財・用役の移転と対価の受領が同時に生じるような、通常の商・製品の販売の場合には、このような巧拙の差がたとえあったとしても、通常の売上総利益の中に含まれてしまう。すなわち、収益の獲得活動の相違によって、収益の内容が細分化されるものとされないものが生じることになり、ある意味、比較可能性が確保されないことになるからである。

また、この考えをさらに進めるならば、仮に顧客が小売業者であった場合、公正価値よりも高い価格で購入したことによる損失を計上する必要があるだろう。これらの設例は収益の認識に限定した議論であるので購入者側の処理は想定されていないが、公正価値測定を何らかの形で貫徹するならば、この点の検討も不可欠であろう。

4.3 契約上の義務の履行と資産の消滅時点

同様に、両モデルでは契約上の義務の履行の解釈にも差が見られる。

設例2では、測定モデルでは塗料の引渡と塗装サービスを全く別個の義務と捉える。それに対して顧客対価モデルでは、これらの区分が契約上明示されていないために、塗料の搬入だけ

では義務の履行とは見なせない、という立場をとっている。それゆえ、負債の消滅時点が異なり、ひいては収益認識時点が異なることになる。

これに類似するような相違は、資産の消滅時点にも見られる。設例3で示されているように、棚卸資産（ボート）の消滅時点が異なる。両モデルとも、資産負債中心観に立脚しているため、測定値は異なっても、資産・負債の消滅時点が異なる点がFASB・IASBの共同ミーティングでも問題となっており、今後再検討するとされている（FASB, 2007a）。

4.4 棚卸資産の公正価値の変動の影響

公正価値の変動を、契約期間中にどのように認識するのか、という点も両モデルの大きな相違点である。

設例3で示されているように、測定モデルでは建造中のボートの原材料の価格変動の影響をその変動が生じた時点で認識するのに対し、顧客対価モデルでは認識しない。確かに、契約資産または負債は、契約上の残存する未履行の権利または義務を他の市場参加者に移転する際の出口価格を示すことになる。

設例3の場合、すでに原材料は購入済であるため、これから原材料を購入する場合と比較して、製造原価が低く抑えられる効果があるときみなすことができる。しかし、従来の実務では、このような一種の機会損益は期間損益計算に含まれない。また、この時点で原材料を購入していない場合には、売上原価の増加となって損益に含まれる。このような非対称を解消することを意図しているとも解釈できるが、いずれにせよ、この段階で積極的に損失を認識する意義は明らかではない。

4.5 製造利益の認識

さらには、設例3で示されている拡張された測定モデルでは、顧客以外に売却可能な市場価

格が存在するということから、製造段階において製造利益を認識する。顧客との契約に基づきながらも、公正な市場価格が存在するのであれば、その段階で、その契約を他の実体に当該価格で移転可能であるという論拠によるものである。

しかし、契約の相手方に対しては完成品を引き渡す契約になっており、未完成品を他の市場参加者に引き渡すことができる可能性は明らかではない。その意味では、各設例では示されていないが、契約に基づかずに購入した棚卸資産も、その公正価値の変動による保有利益を認識することにつながることに思われる。

さらには、市場価格をもってベンチマークとし、実際取引価額との差額がその契約の巧拙を表すものである点をも根拠としているが、市場価格以下で販売したときの損失の意味合いはあまり明確ではない。

したがって、契約に従って契約の相手方たる顧客に引き渡すことが意図されているにもかかわらず、その実態と乖離した収益認識の有用性についてはあまり明らかにされていないように思われる。

なお顧客対価モデルでは、いわゆる進行基準で収益を認識することはあっても、それはあくまでも対価に基づく測定値であって、市場価格によるものではない。測定モデルは、基本は評価損益に相当するものを認識するものではないが、このようにすでに契約が存在する場合には認識されることになる。

4.6 小括

以上の比較検討から明らかになった点は、以下の通りである。

1. 資産負債中心観に基づいた収益認識においても、顧客対価モデルは現行の実務と親和性があり、実際の事業活動の成果を

測定しうる。

2. 測定モデルであっても、事業活動に係る収益認識について全面的な公正価値測定を意図しているわけではない。
3. 測定モデルにおける公正価値測定は、取引価額が確定している取引であっても、その再測定プロセスを通じて収益の変動幅を拡大する。
4. 他の市場参加者に当該契約を移転することが可能であっても、その意思がない取引にまでも、移転を前提とした測定を行うことにより、経営者の意図を排除する一方、成果としての利益の意味を曖昧にする可能性がある。
5. 拡張測定モデルでは、製造利益の認識を通じて他の市場参加者に当該契約を移転する価値を示す。それをベンチマークとすることにより、契約獲得活動の巧拙が示されるかもしれないが、財・用役の移転と対価の受領が同時に成立するような通常の販売形態においては、その損益を別建て表示するわけではない（巧拙は表示されない）。

4.7 キャッシュ・フロー計算書との関連性

前節では、FASBとIASBが示した取引例と損益計算書及び貸借対照表から測定モデルと顧客対価モデルを現行実務と比較し、それぞれの特徴を指摘した。しかし、現行の財務諸表の体系には、キャッシュ・フロー計算書がある。一般に、キャッシュ・フロー計算書の営業活動からのキャッシュ・フロー（CFO）を利益と比較し、キャッシュ・フローの裏付けのある利益は質が高いと言われる。そこで、本節では、この点を取り上げることとする。

各設例の現行実務、測定モデル、顧客対価モデルによるキャッシュ・フロー計算書を間接法により作成したものは、以下の通りである。

設例 1

【現行実務】

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
利益	5,340	0	1,753	4,307
棚卸資産	32,000			
法的保証負債	400	(400)		
繰延収益	7,660		(2,553)	(5,107)
CFO	45,400	(400)	(800)	(800)

【測定モデル】

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
利益	11,000	100	(100)	400
棚卸資産	32,000			
契約負債	2,400	(500)	(700)	(1,200)
CFO	45,400	(400)	(800)	(800)

【顧客対価モデル】

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度
利益	5,340	0	1,753	4,307
棚卸資産	32,000			
法的保証負債	400	(400)		
契約負債(延長保証)	7,660		(2,553)	(5,107)
CFO	45,400	(400)	(800)	(800)

設例 2

【現行実務】・【顧客対価モデル】

	契約締結時	6 月期	7 月期
利益	0	0	600
棚卸資産		(800)	800
契約資産			
CFO	0	(800)	1,400

【測定モデル】

	契約締結時	6 月期	7 月期
利益	100	25	475
棚卸資産			
契約資産	(100)	(825)	925
CFO	0	(800)	1,400

設例3

【現行実務】

	2007.9期	2007.12期	2008.3期	2008.6期
利益	(1,000)	7,000	7,000	0
原材料		(10,000)	10,000	
仕掛品				
売上債権		(25,000)	(25,000)	50,000
CFO	(1,000)	(28,000)	(8,000)	50,000

【測定モデル】

	2007.9期	2007.12期	2008.3期	2008.6期
利益	3,000	(500)	0	10,500
原材料		(10,000)	10,000	
仕掛品		(18,000)	(18,000)	36,000
契約資産	(4,000)	500		3,500
CFO	(1,000)	(28,000)	(8,000)	50,000

【拡張測定モデル】

	2007.9期	2007.12期	2008.3期	2008.6期
利益	3,000	1,500	8,000	500
原材料		(10,000)	10,000	
仕掛品		(20,000)	(26,000)	46,000
契約資産	(4,000)	500		3,500
CFO	(1,000)	(28,000)	(8,000)	50,000

【顧客対価モデル】

	2007.9期	2007.12期	2008.3期	2008.6期
利益	(1,000)	7,000	7,000	0
原材料		(10,000)	10,000	
仕掛品				
契約資産		(25,000)	(25,000)	50,000
CFO	(1,000)	(28,000)	(8,000)	50,000

設例4

【現行実務】

	2007.12期	2008.12期
利益	165	0
棚卸資産	800	(15)
返品負債	35	(35)
CFO	1,000	(50)

【測定モデル】

	2007.12期	2008.12期
利益	150	15
棚卸資産	800	(15)
契約資産	50	(50)
CFO	1,000	(50)

【顧客対価モデル】

	2007.12期	2008.12期
利益	165	0
返品予想資産	(15)	15
棚卸資産	800	(15)
返品負債	50	(50)
CFO	1,000	(50)

「利益は意見，キャッシュは事実」などといわれるように、いずれも同一の取引を異なるプロセスで処理しているため、収益認識のタイミング、すなわち利益の計上時点は異なるものの、キャッシュ・フローの発生時点は同一となる。それゆえ、営業活動からのキャッシュ・フロー（CFO）は同額となる。もちろん、実際にどのタイミングで代金を授受するのかという契約条件に左右される面があるが、以下のような点が確認できるであろう。

まず第一に、損益計算書、貸借対照表の観点からも現行実務との親和性が認められた顧客対価モデルは、キャッシュ・フロー計算書の観点からも同様のことが指摘できる。すなわち、前述のように資産・負債の定義を資産負債中心観によることから顧客配分モデルでは現行実務と異なる勘定科目を用いるものの、その実質はほぼ同じであった。それゆえ、利益を起点にその後に加える調整項目の表示科目の名称が異なるに過ぎない、という至極当然の結果でもある。

第二に、測定モデルは、その調整計算が複雑になるという点が指摘できる。特に、契約締結時に収益を認識し、利益が計上されるため、従来の実務からは馴染みのない契約資産がその調

整計算に入ってくる。もちろん、顧客対価モデルでも契約資産は計上されるが、すでに見たように、それは、実質的には売上債権と同様なものと解釈できるものである。

一方、測定モデルでは、そもそも現金の授受とは無関係に公正価値の変動によって収益を認識するため、ある意味当然の帰結ではあるが、利益とキャッシュ・フローの乖離幅の変動が大きくなるという点が指摘できるだろう。このことは、間接法による営業活動のキャッシュ・フローの区分の作成は、測定モデルではその意義を失うことにつながることになるだろう。その意味で、顧客から受領した対価を表示するのはキャッシュ・フロー計算書の役割であるみる前述の見解は、図らずも、直接法と間接法を認めながらも、直接法を用いることを推奨しているIAS 7 (par. 19) の立場と一貫しているといえるだろう。

5 公正価値測定と資産負債中心観による収益認識

前節で取り上げた共同プロジェクトでは、収益認識に公正価値測定を用いる点について、契

約資産及び負債を測定する目的は企業が当事者である契約について意思決定に有用な情報を提供することであり、このためには報告日現在の出口価格による測定が「表現の忠実性」のために必要であるとしている。同様に、IASBのボードメンバーでもあるBarthは、IASBが現在FASBと共同で見直しを進めている概念フレームワークにおける財務報告、すなわち、「現在及び潜在的な投資者、債権者及びその他の者が、投資、貸し付け及びそれに類する資源配分に関する意思決定を行うにあたって有用な情報を提供すること」(IASB, 2006)から導かれる財務情報の質的特徴である目的適合性、表現の忠実性、比較可能性並びに理解可能性にてらして、以下のような利点を挙げている(Barth, 2007)。

1. 経済的資源及び義務に関連する現在の経済的状況を反映するので目的適合的である。
2. 将来キャッシュ・フローの期待確率による予測値を反映するので、資産及負債について表現の忠実性を満たし、不偏的であり、中立であり、経済的状況の変化が生じたときに直ちにそれを反映するので、適時性がある。
3. 資産・負債の所有者の特徴や取得時点に関係なく、その時点での資産・負債の特徴のみを反映した個別の資産・負債の公正価値であるので、比較可能である。

公正価値測定を導入することにより、このような利点が得られることを言下に否定するつもりはない。しかしながら、このような利点は、あくまでも企業評価の面を重視している、すなわち、貸借対照表で提供される情報を重視した視点に過ぎないという点を見逃してはならないだろう。したがって、資産負債中心観と公正価値測定を結びつけて収益認識を行おうとする

のであれば、損益計算書で計算される利益の意義は大きく変容することになる。

この点に関しては、Penman (2007)による公正価値会計と取得原価主義会計の対比が参考になるだろう。この分析は株主の立場から行われ、情報利用者としての株主は、企業評価と受託責任の観点から情報を利用するとし、それぞれの利用目的において公正価値情報は有用であるか否かを検討している。要するに、株主は、企業評価、すなわち持分の評価のために会計情報を利用するとともに、受託責任、すなわち経営者が如何に効率的に付加価値を生み出す経営行動を行ったか否かを判断するために会計情報を利用すると捉えている。これらの観点から、公正価値会計では、貸借対照表が重要な情報提供手段となり、貸借対照表が評価目的を満たし、損益計算書は期中の価値の変動という意味での経済的利益を報告し、リスク・エクスポージャーと経営者の業績についての情報を提供する。しかし、実際には、公正価値の測定の問題が存在するという。

それに対し、取得原価主義会計では損益計算書が主要な情報提供手段となり、経営者が事業計画に応じて財・用役を購入し、生産し、総原価を超える価格で販売することによって価値を生み出したか否かの情報を提供する。一方、貸借対照表は企業価値に関する情報を提供しないが、価値評価は利益に基づいて可能であるので、取得原価主義会計でも企業評価に役立つという。

次に、価値評価プロセスを比較するならば、取得原価主義会計では企業評価に期待リターンを必要とするのに対して、公正価値会計では期待リターンを用いずに直接的に評価するという利点がある。しかし、公正価値会計には、SFAS 157に見られる実際の測定問題や、ブランド等の無形固定資産を測定することが困難であることに加え、受託責任会計の面からも前述

のような事業計画に基づいた価値創造活動の情報提供には適切ではないことから、実際にはマイナス面が大きいだろうと結論づけている⁽¹⁰⁾。

したがって、実際問題として、顧客対価から離れた公正価値で収益を測定することは、取得原価に基づく現行実務と比較して格段の利点があるとは認められない。それゆえ、制度的実現可能性の観点からは、顧客対価モデルが有利であるといわざるを得ない。

そして、この顧客対価モデルに類似するのが、欧州財務報告アドバイザーグループ（European Financial Reporting Advisory Group: EFRAG）が公表した討議資料（EFRAG, 2007）で示されたモデル（以下、EU モデルという。）である⁽¹¹⁾。EU モデルの概要を示したのが、図表2である。

EU モデルでは、資産負債中心観によりながらも、収益を資産と負債の測定可能な変動という総額概念で捉え、契約の遂行により、換言するならば、共同プロジェクトでは否定された稼得過程に従って収益を認識する。その違いは、

「等しく資産負債アプローチを採用するとしながら、欧州提案においては、アприオリな資産と負債の変動の結果として収益が生じると考えるのではなく、収益の稼得過程の結果として資産と負債の変動が生じるという見解が採用されている」（辻山, 2007, p. 17）点にある。

EU モデルでは、あくまでも認識を取り扱っており、測定問題には言及していない。しかし、ここに言うアприオリな資産・負債の変動とはまさに公正価値の変動を意味しており、EU モデルは、契約等に焦点をおく以上、その測定値は取引価額であることが前提となっている（辻山, 2007, p. 17）。その意味では、上記の顧客対価モデルに類似したモデルといえるかもしれない。

しかし、EU モデルについて何よりも強調しておくべき点は、仮に、収益認識を資産負債中心観に基づいた基準によって行うこととしても、その方法によっては、前述の企業の事業のプロセスに沿った認識を行うことが可能であることである。

図表2：EFRAGによる収益認識モデル

収益の意義	資産と負債の測定可能な変動（資産負債中心観に立脚）			
モデル	決定事象（critical events）アプローチ		進行（continuous）アプローチ	
収益の発生	供給者が契約上の履行義務を遂行したとき		契約完了に向けて徐々に発生（progress）	
サブモデル	A	B	C	D
収益の認識	契約完了時	部分契約の下で履行義務が履行された時（契約により定められた部分）	部分契約の下で履行義務が履行された時（経済的尺度により定義された部分）	契約の過程を通じて継続的・契約の進行と企業の契約遂行に比例的

（出所）EFRAG（2007）、p. 9の図により筆者作成

(10) なお、この結論は全面的なものではなく、投資ファンドなど、公正価値会計のプラス面が大きいケースがあることも認めている。

(11) このEFRAGの提案については、辻山（2007, 2008）で取り上げられているので、特に辻山（2007）を参照されたい。

6 むすび

本稿では、FASBとIASBによる収益認識規
準に関する共同プロジェクトにおいて提案され
た資産負債中心観に基づいた収益認識モデルを
検討した。その背景には、前述したFASBと
IASBによる概念フレームワークに関する見直
し作業があるだろう。そこでは、投資意思決定
に役立つ情報提供を重視し、その観点から公正
価値測定を導入しようとしている。その一方
で、このような提案に対しては批判もあり、暫
定的ではあるが、財務報告の目的に、資本提供
者の立場で意思決定を行うという、受託責任を
含めたものに改めることが暫定的ではあるが合
意されている (FASB, 2008, IASB, 2008)。その
意味では、前述のように、公正価値測定は企業
評価に資することはあっても、特に収益認識面
では、受託責任に資するものではない。

また、前述の収益認識モデルはいずれも、商
品販売など、財・用役と対価の交換が同時に行
われる場合には現行の実務に変更をもたらすも
のではない⁽¹²⁾。あくまでも、その財・用役の提
供と対価の取得に期間的なズレが生じる場合
に、実務上解釈の余地が大きかった実現・稼得
過程という規準から改め、明確な認識規準を確
立しようというものである。

その意味で、収益の認識面に限っていえば、
企業の事業計画に従った経営活動とは（無関連
とはいわないが）別の次元で生じた出口価格で
測定することから得られた利益は、何らかの結
果を表してはいるが、事業の成果ではない。そ
の意味では、経営者の活動の効率性の是非を問
う受託責任の観点からも適切なモデルとは言え
ないであろう。

このような企業活動の性格に応じて収益の認

識を行おうというスタンスは、我が国の概念フ
レームワーク（企業会計基準委員会、2006）に
もみられるものである。我が国の概念フレーム
ワークでは、会計市場の資本市場での利用を念
頭に置いているが、そこでは、まさに経営者の
価値創造活動を反映した業績である純利益を堅
持しており、それに加えて、公正価値の変動に
よる利益、すなわち包括利益を計上する方向性
を示しているからである。

会計基準の国際的コンバージェンス自体につ
いては本稿の検討の対象外ではあるが、周知の
ように我が国もIASBとのコンバージェンスを
一層進めていくことが2007年8月のいわゆる
東京合意で表明されたばかりである。IASBの
視点はFASBにのみ向いているという見解も
存在するが、これまでどちらかというIASB
の議論において否定側に回っていた日本である
が、収益認識に関しては、このような主張を積
極的に行うなど、これまで以上に議論に貢献す
ることが求められているといえるだろう。

参考文献

- [1] Barth, Mary E. (2007), "Standard-setting measurement issues and the relevance of research," *Accounting and Business Research*, Special Issue: International Accounting Policy Forum, pp. 7-15.
- [2] European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG) (2007), *Rro-Active Accounting Activities in Europe Discussion Paper 3: Revenue Recognition - A European Contribution*, EFRAG. (<http://www.efrag.org/files/ProjectDocuments/PAinE%20Revenue%20Recognition/PAinE%20DP%20on%20Revenue%20Recognition.pdf>) (最終確認日 2007年10月22日)
- [3] Financial Accounting Standards Board (FASB) (1976), *Discussion Memorandum An Analysis of*

(12) 販売基準は実現基準の典型といわれるが、これらのモデルでも、権利行使及び義務の履行が同時に行われているからである。

- Issues Related to Conceptual for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB. (津守常弘監訳『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社, 1997年。)
- [4] FASB (1984), *Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No. 5: Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, FASB. (平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念 (増補版)』中央経済社, 2002年。)
- [5] FASB (2004a), *The Revenue Recognition Project, Case in Point: Consumer Electronics Retailer*, FASB. (http://www.fasb.org/project/case_in_point.pdf) (最終確認日 2004年5月2日)
- [6] FASB (2004b), *Fundamental Revenue Recognition Principle*, FASB. (http://www.fasb.org/project/draft_principles.pdf) (最終確認日 2004年5月2日)
- [7] FASB (2006), *Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No. 157: Fair Value Measurements*, FASB.
- [8] FASB (2007a), *Minutes of the October 22, 2007 FASB-IASB Joint Board Meeting: Revenue Recognition*, FASB. (http://www.fasb.org/board_meeting_minutes/10-22-07_rr.pdf) (最終確認日 2007年11月15日)
- [9] FASB (2007b), *Education Session Handout: November 20, 2007, Joint Revenue Recognition Project*, FASB. (http://72.3.243.42/board_handouts/11-20-07_rr_Educ_Session.pdf) (最終確認日 2007年11月29日)
- [10] FASB (2008), *Project Update, Conceptual Framework-Phase A: Objective and Qualitative Characteristics (Latest revisions: As of 18, March 2008)*, FASB. (http://www.fasb.org/project/cf_phase_a.shtml) (最終確認日 2008年5月8日)
- [11] International Accounting Standards Board (IASB) (2006a), *Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objectives of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information*, IASB.
- [12] IASB (2006b), *International Accounting Standard 7: Cash Flow Statement*, IASB.
- [13] IASB (2007a), *Revenue Recognition: Measurement model summary (Agenda paper 5B)*, IASB, 22 October. (<http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/F5BEEF A9-F16A-4B8B-B1F8-81992CC51650/0/RR0710joint05bobs.pdf>) (最終確認日 2007年11月29日)
- [14] IASB (2007b), *Revenue Recognition: Allocation model summary (Agenda paper 5C)*, IASB, 22 October. (<http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/70116117-EE19-451D-8B54-B568387830DF/0/RR0710joint05cobs.pdf>) (最終確認日 2007年11月29日)
- [15] IASB (2007c), *Revenue Recognition: Summary of the Key Feature of the Measurement and Allocation models (Agenda paper 5D)*, IASB, 22 October. (<http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/70116117-EE19-451D-8B54-B568387830DF/0/RR0710joint05dobs.pdf>) (最終確認日 2007年11月29日)
- [16] IASB (2007d), *Revenue Recognition: Examples (Agenda paper 5E)*, IASB, 22 October. (<http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/70116117-EE19-451D-8B54-B568387830DF/0/RR0710joint05eobs.pdf>) (最終確認日 2007年11月29日)
- [17] IASB (2007e), *Revenue Recognition: An asset and liability approach (Agenda paper 4B)*, IASB, 14 November. (<http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/F74CC656-323F-47A7-9AF6-7CC6E2E27E63/0/RR0711b04bobs.pdf>) (最終確認日 2007年11月29日)
- [18] IASB (2007f), *Revenue Recognition: Measurement model - Measurement (Agenda paper 4C)*, IASB, 14 November. (<http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/E8D17231-1237-4805-B417-78018A7FABF2/0/RR0711b04cobs.pdf>) (最終確認日 2007年11月29日)
- [19] IASB (2007g), *Revenue Recognition: Measurement model - Accounting for the contract with the customer (Agenda paper 4D)*, IASB, 14 November. (<http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/>

- FF2DCCFC-B356-4DCC-9BE9-369105FA0B91/0/RR0711b04dobs.pdf) (最終確認日 2007 年 11 月 29 日)
- [20] IASB (2007h), *Revenue Recognition : Measurement model - Reporting change in the exit price of the contract asset or liability in profit or Loss (Agenda paper 4E)*, IASB, 14 November. (<http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/909E7D2A-2919-4FD F-836E-3F5CDE02A1A6/0/RR0711b04eobs.pdf>) (最終確認日 2007 年 11 月 29 日)
- [21] IASB (2007i), *Revenue Recognition : Measurement model - Accounting for a broader set of assets and liabilities (Agenda paper 4F)*, IASB, 14 November. (<http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/37A9EA70-E149-4D3D-844C-55F1D6676DE7/0/RR0711b04fobs.pdf>) (最終確認日 2007 年 11 月 29 日)
- [22] IASB (2007j), *Revenue Recognition : Measurement model - Examples (Agenda paper 4G)*, IASB, 14 November. (<http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/2AC0FAEA-B7C3-45AA-BC21-786A9D6A54A9/0/RR0711b04gobs.pdf>) (最終確認日 2007 年 11 月 29 日)
- [23] IASB (2008a), *Revenue Recognition : Customer Consideration model - Measurement (Agenda paper 2B)*, IASB, January. (<http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/B984A4F4-0215-448A-8C6F-DA3BC33FA116/0/RR0801b02bobs.pdf>) (最終確認日 2008 年 2 月 20 日)
- [24] IASB (2008b), *Revenue Recognition : Customer Consideration model - performance obligations (Agenda paper 2C)*, IASB, January. (<http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/D67B5838-55D1-45F6-B0AF-F74237130BF8/0/RR0801b02cobs.pdf>) (最終確認日 2008 年 2 月 20 日)
- [25] IASB (2008c), *Revenue Recognition : Customer Consideration model - Examples (Agenda paper 2D)*, IASB, January. (<http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/C4809AA8-9BAD-4138-833F-FB379F789A2E/0/RR0801b02dobs.pdf>) (最終確認日 2008 年 2 月 20 日)
- [26] IASB (2008d), *IASB Update*, IASB, February 2008.
- [27] Penman, Stephen H. (2007), "Financial report quality : is fair value a plus or minus ?", *Accounting and Business Research*, Special Issue : International Accounting Policy Forum, pp. 33-44.
- [28] Securities and Exchange Commission (SEC) (2007a), "Concept Release on Allowing U. S. Issuers to Prepare Financial Statements in Accordance with International Financial Reporting Standards." (<http://www.sec.gov/rules/concept/2007/33-8831.pdf>) (最終確認日 2007 年 11 月 29 日)
- [29] SEC (2007b), "SEC Takes Action to Improve Consistency of Disclosure to U. S. Investors in Foreign Companies." (<http://www.sec.gov/news/press/2007/2007-235.htm>) (最終確認日 2007 年 11 月 29 日)
- [30] 企業会計基準委員会 (2006) 『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』
- [31] 佐藤信彦 (2007) 「財務会計の基礎概念」河崎照行, 他編著『スタンダードテキスト 財務会計論 I 基礎論点編』中央経済社, 第 1 章。
- [32] 田代樹彦 (2006) 「収益認識における実現概念の位置づけ」『名城論叢』第 6 巻第 4 号, pp. 125-137.
- [33] 辻山栄子 (2007) 「収益認識をめぐる欧州モデル」『会計』第 172 巻第 5 号, pp. 1-22.
- [34] 辻山栄子 (2008) 「収益認識と業績報告」『企業会計』第 60 巻第 1 号, pp. 39-53.